

京都府和束町基本計画

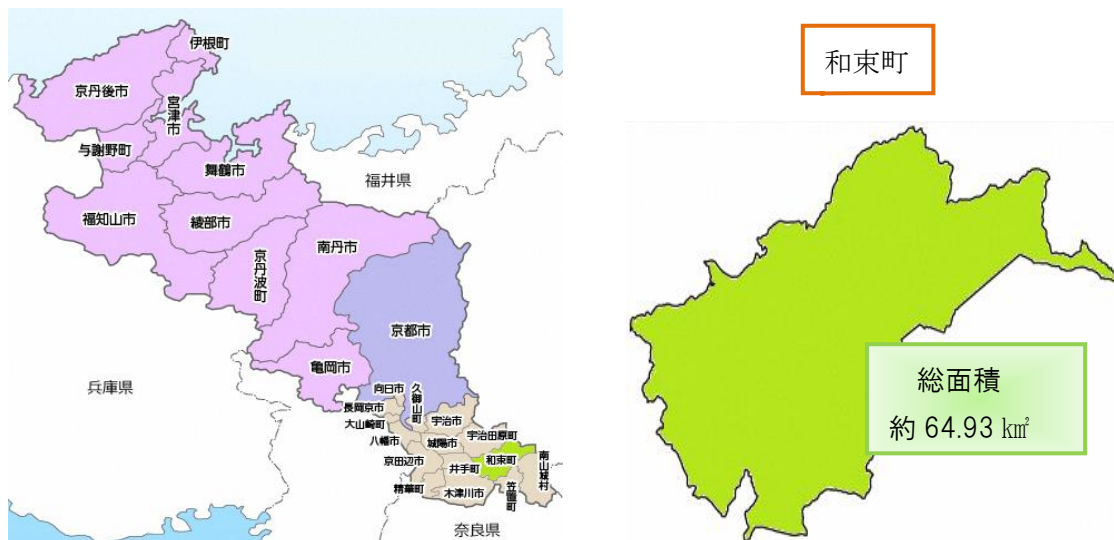
1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、平成 29 年 10 月 1 日現在における京都府和束町の行政区域とする。概ねの面積は、6,500 ヘクタール程度（和束町の面積）である。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。

（地図）



（2）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

（地域の特色）

●和束町の位置

和束町の面積の約 75%は、三方を山で囲まれ、その尾根と谷合に集落が形成されている。その谷に沿って、町の中心を和束川が流れており、この地形と豊かな土壌により、良質のお茶が栽培されており、800 年前から続く京都府最大の茶産地である。年間の荒茶総生産量は、1,260t、生産額では、約 40 億円程度である。

本区域に点在する「生業の茶畑」は、平成 20 年 1 月、京都府景観資産条例の施行に伴い、京都府景観資産第 1 号に登録され、同年 3 月、京都府文化的景観に選定された。平成 23 年から、和束の「生業の茶畑景観」を含み、京都府と関係市町村で世界及び日本における茶の歴史の理解のために欠くことができない重要な文化的景観として、「宇治茶の生産景観」の世界文化遺産登録の取り組みを開始した。平成 25 年には、「最も美しい村連合」

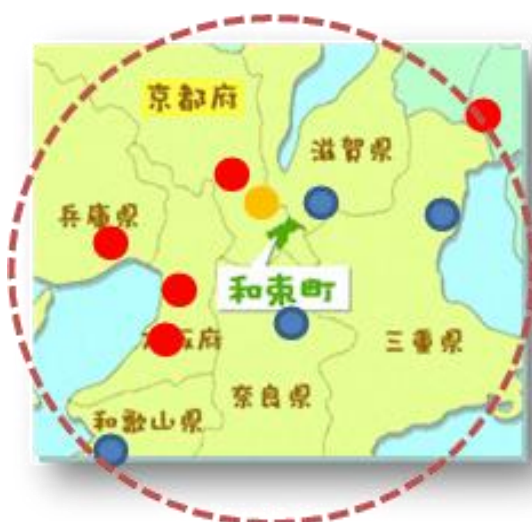
に加盟、平成 27 年には、文化庁の日本遺産に、「日本茶 800 年の歴史散歩」として、京都府山城地域の 8 市町村（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、宇治田原町、木津川市、和束町、南山城村）と共に認定を受け、平成 28 年には、新たに 4 町（久御山町、井手町、笠置町、精華町）に存在する構成文化財も追加認定された。

和束町を含む相楽地域は、京都府の南端に位置するが、近畿圏では中心に位置し、和束町の半径約 100 キロメートルには、5 つの政令指定都市（京都市、大阪市、堺市、神戸市、名古屋市）と 4 つの県庁所在地（奈良市、大津市、和歌山市、津市）を抱える大都市圏に近い中山間地域である。

また、京都府乙訓・山城地域の中で最も観光入込客数を確保している宇治茶ブランドで名声を博している宇治市に近い。

奈良時代には、和束町に隣接する奈良市、木津川市、甲賀市には、都が置かれ、これらを結ぶ交通の要衝として栄えた町であり、古くは平城京の北の玄関口として、江戸時代初期からは、皇室直轄地として栄えた地域である。

【主な都市からの距離と時間】



- 京都市～45km（約 70 分）
- 宇治市～17km（約 32 分）
- 奈良市～20km（約 35 分）
- 大阪市～51km（約 73 分）
- 堺市～63km（約 82 分）
- 和歌山市～118km（約 120 分）
- 大津市～45km（約 60 分）
- 名古屋市～122km（約 115 分）
- 神戸市～81km（約 100 分）
- 津市～78km（約 82 分）

●インフラ整備状況

現在の公共交通アクセスは、鉄道駅はなく、隣接する木津川市にある J R 関西本線加茂駅から和束町の中心部を経由して北東端の小杉まで運行する奈良交通バスと加茂駅から木屋地区を経由して南山城村の J R 関西本線月ヶ瀬口駅までを運行する相楽東部広域バス（J R 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通活性化協議会）が運行している。

犬打トンネルバイパス

宇治田原町
和束町

主要地方道 宇治木屋線

改良済区間 L=1.6km

(主)宇治木屋線 (副バイパス)

BR整備路区間 L=1.6km

拡幅事業中間区 L=0.4km

宇治木屋線(犬打峠)
事業延長 L = 3.6 km

改良済区間 L=2.0km

和束町役場

国道307号

宇治田原IC (仮称)

宇治田原町役場

宇治田原山手線 (旧)

和束町立長州

和束町立長州

和束町立長州

出典：電子国土基本図（地図情報）；国土院理院をもとに作成

町の主産業は、1次産業であり、その殆どが800年前（鎌倉末期）から続くお茶の産地で現在は、京都府内産の約40%の荒茶を生産し、和東のお茶は、宇治茶（※）の主産地として「親茶」「里茶」と呼ばれる。京都産の初市では、毎年最高値で落札される（平成28年1kg当たり160,041円、平成29年1kg当り162,000円／各代表的な産地の初市の平均単価は、鹿児島5,000円～6,000円・静岡8,000円～10,000円・宇治20,000円～25,000円）。特に煎茶は、質・量共に日本一の産地であり、抹茶の原料となる「碾茶」の生産量でもここ数年愛知県西尾市を抜いて日本一の産地となった。JA 京都やましろ和東町支店の取扱高は約30億円（約1,200t）で、相対販売（茶問屋が直接生産者から買い付ける）も入れると40億円の市場となる。

宇治茶の定義は、歴史・文化・地理・気象等総合的な見地に鑑み、宇治茶としてともに発展し、また、当該産地である京都・奈良・滋賀・三重の4府県産茶で京都府内業者が府内で仕上げ加工したものである。ただし、京都府産を優先するものとされている。

そこで、和束町では、茶産業を軸にした観光産業の創出に向け、平成 19 年度

(H19.9.20) 認定の「行ってみたい『茶源郷』づくりによる地域再生」計画を策定し、茶業の6次産業化に本格的に取り組む、交流人口の拡大による地域外貨の獲得と雇用の創出、地域ブランドづくりを推進してきた。

今までの取組み状況による推移が次のグラフである。

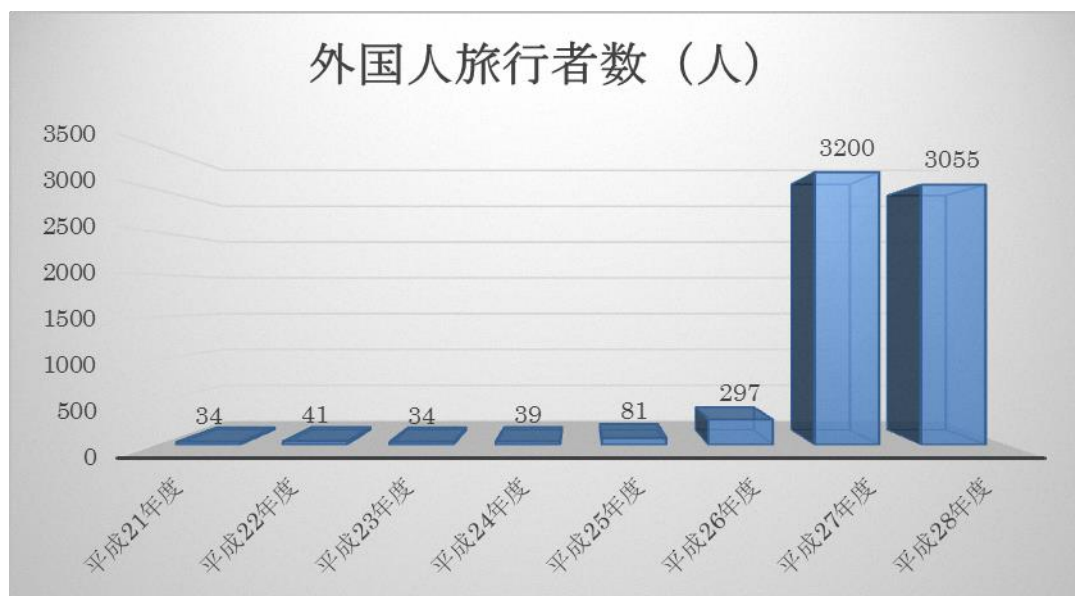
(図-1)



（京都府観光入込客調査報告書）

○平成28年の観光入込み客数の増加率は、府内26市町村中「第2位」となった。

(図-2)

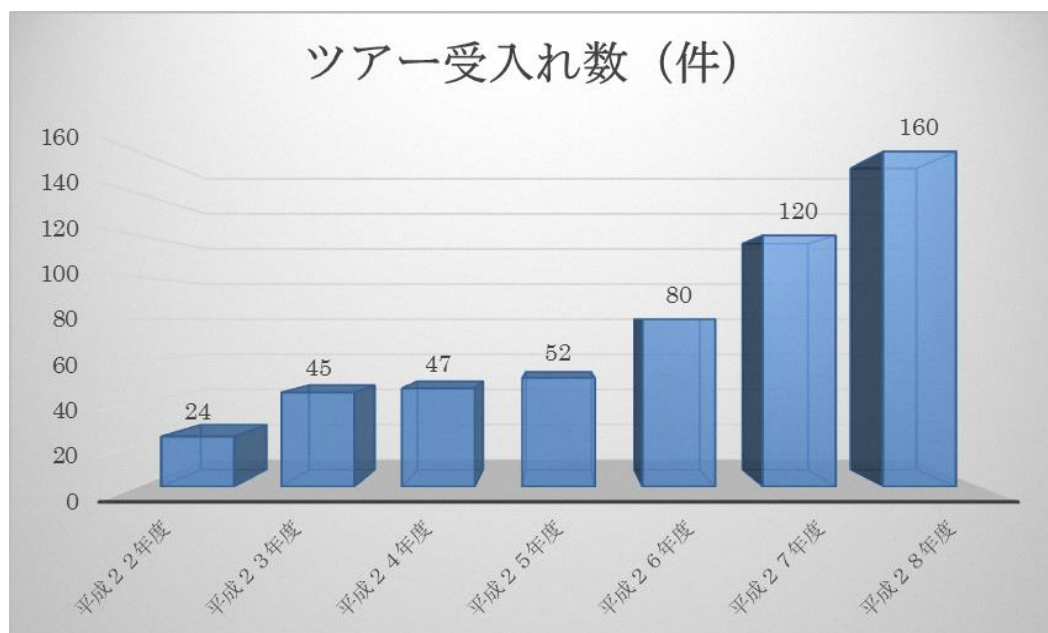


（和束町資料）

○平成 26 年度より、和束町及び和束町内の民間事業者が海外からのインターンシップの受入や、海外向けのリーフレットの作成、WEB サイトの配信により、インバウンド観光の誘致を本格的に推進する。

○民間事業者がインバウンド向けのゲストハウスの運営もスタートする。

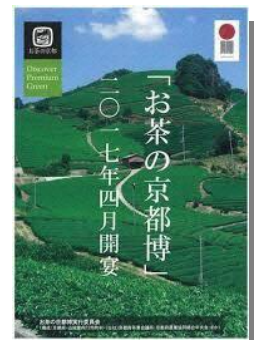
(図-3)



(和束町資料)

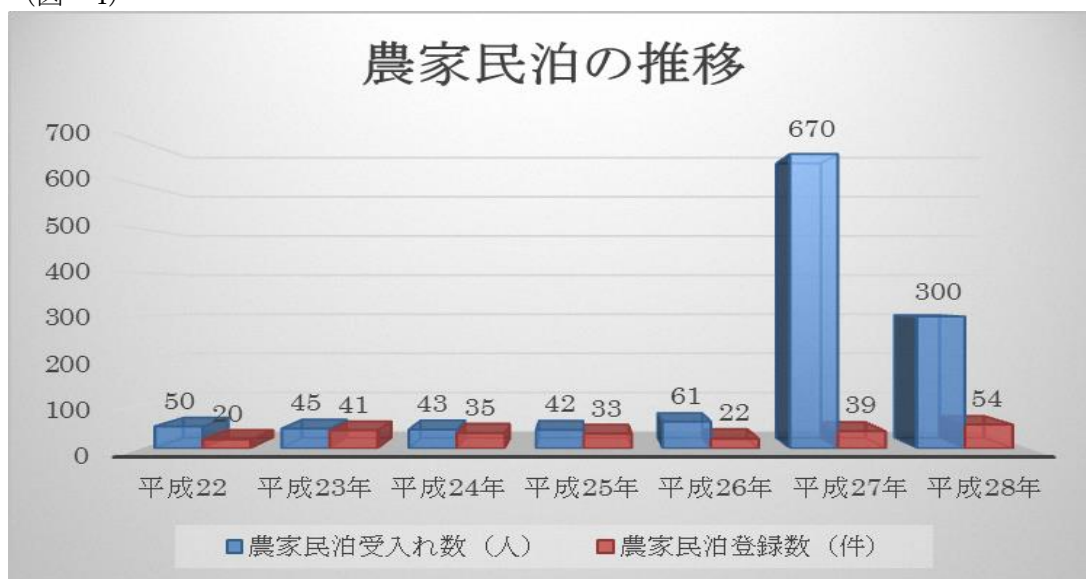
○平成 27 年に文化庁が和束町を含む山城地域 8 市町村を「日本遺産」に審査員満場一致で認定、資産名称は「日本茶 800 年の歴史散歩」。平成 28 年に、新たに 4 市町村の構成文化財が加わり、山城地域 12 市町村すべてが日本遺産の対象市町村に認定された。

○平成 29 年度、京都府は、「お茶の京都」ターゲットイヤーとし、宇治茶生産の歴史・文化を活かした京都府山城地域への観光客誘致に本格的に取り組む。



ロゴに和束町の茶畑がデザインされています

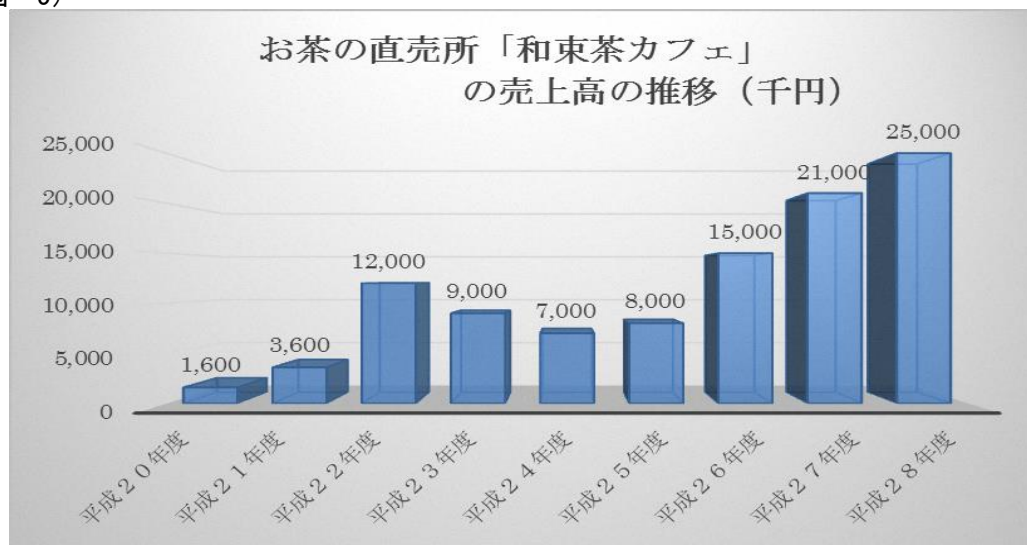
(図-4)



(和東町資料)

- 観光産業の定着に向け、修学旅行生等を対象にした教育観光の受入れを推進している。田舎での生活体験や農業体験等、自然や文化に触れ、地域住民との交流を楽しんでもらう「グリーンツーリズム」を推進している。
- 平成27年度より、平成30年からの本格実施に向け、国内外の教育旅行（修学旅行）の誘致に本格的に取り組む／平成27年度は、ボーイスカウトの世界大会（ジャンボリー）で日本を訪れていたスウェーデンチーム600名の受入れに成功した。
- 平成30年から本格的な修学旅行の受入れがスタートする。現在数校から2,000名の民泊予約あり。

(図-5)



(和東町資料)

(図-6)



(和東町資料)

- 市場に頼り切っていた生産農家から新たな販路を見出すため、産直事業の拠点施設として「和東茶カフェ」を開設し、宇治茶ブランドを使用するのではなく、和東茶のPB（プライベートブランド）化を図る。
- グリーンティ和東のエントランスに設置された小さなスペースながら、和東町の交流拠点施設として、着実に機能し始める。
- ホテルブランドとのコラボレーションフェアやイベントにより、着実に和東茶ブランドが浸透し始めている
- 平成 29 年 4 月に和東茶カフェは、「一般社団法人えん－TRANCE わづか」として法人化する。

このように茶業の 6 次産業化による観光産業への参入は、京都府が推進する「お茶の京都」の取組みと繋がり、ゆっくりではあるが着実に整備されており、その担い手となる人材も I/U ターンで増加傾向にある。

●人口分布の状況

平成 27 年の国勢調査における和東町の人口は、3,956 人で平成 12 年の国勢調査における人口は、5,457 人で、実に年間 150 人ずつ減少していることになる。その内、労働人口の数は、平成 12 年においては、2,937 人に対して、平成 27 年には、2,353 人で 534 人減少しており、労働人口の減少は、直接地域内産業の衰退に影響を及ぼしている。また、出生数、死亡数については、平成 12 年には、出生数が 28 人、死亡数が 59 人に対

し、平成 27 年の出生数は 11 人、死亡数は 65 人となっており、自然増は見込めない状況にある。

和束町は、平成 26 年度に「日本創成会議」がまとめた「消滅可能性都市」にも名を連ねており、交流人口拡大による移住定住予備軍の確保、基幹産業である茶業の多様化による雇用の場の創出が急務となっている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

和束町の基幹産業は、茶業であり、荒茶生産量は約 1,300t で生産額は、約 40 億円、茶業関連の製造機械や仲卸業等の商工業が約 8 億円程度、新産業としての観光業が約 1 億円という経済構造になっている。

主産業である茶業は、新規就農による参入障壁が高い産業であることから、少子・高齢化による後継者不足と市場の変化による茶価の低迷による農業離れが深刻である。

また、小売業やサービス業などの事業所の数は、現在 124 であり、平成 18 年の事業所数 223 から 100 件近く減少しており、小売業やサービス業などの商工業が衰退している。

これらの課題解決に向け、平成 28 年度「和束町第 4 次総合計画後期基本計画」では、5 年後の和束町の将来像を、「ずっと暮らしたい 活力と交流の茶源郷 和束」とし、交流人口 25 万人を目標に挙げ、茶業を軸にした観光産業のさらなる拡大を推進するため、茶源郷交流エリア、緑と清流の交流エリアを設け、茶源郷交流エリアにある「和束茶カフェ（お茶の直売所）」をさらに拡大した「お茶の駅」構想を掲げている。また、緑と清流の交流エリアは、200ha ある湯船森林公園からなり、フィッシングエリアや BBQ サイト、平成 26 年には、関西圏では、唯一のオールシーズン使用できる MTB（マウンテンバイク）パークが完成し、「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」の MTB 競技の大会会場に決定していることから、既存の施設に加え、家族が楽しめる湯船森林公園の活用を推進している。

鎌倉時代から続く茶の生産を堅持しつつ、市場の変化に耐えうるよう、茶業の 6 次産業化を推進し、産直を含む新たな流通の仕組みを確保する。さらに地域資源である歴史と「生業の景観」を含む質の高い生産文化を発信し、和束茶の地域ブランドを確立することで、観光産業の更なる拡大を図っていく。

また、観光産業においては、和束町の地理的要件や地域性から、修学旅行を含む教育旅行の誘致、インバウンド観光の推進を主として、その体制整備に努めることで、交流人口 25 万人を達成する。

今後、官民が連携し、地域経済牽引事業を促進することで、茶業従事者のみならず、衰退が著しい小売、サービス業等地域内の他の産業にも経済的波及効果をもたらし、外貨の獲得と地域内好循環を生むことを目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	262 百万円	—

【任意記載のK P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	4,362 万円	—
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	5 件	—

1 件あたり平均 4,362 万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 5 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.2 倍の波及効果を与え、促進区域で 262 百万円の付加価値の創出を目指す。

波及効果 1.2 は平成 23 年京都府産業連関表の飲食料品の生産波及の大きさを基準とする。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業の計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が 4,362 万円(京都府の 1 事業所当たり平均付加価値額(経済センサスー活動調査(活動調査(平成 24 年)))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内にお

いて、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 5%増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 5%増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

なし

（２）区域設定の理由

なし

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略

- ① 和束町の高級煎茶等の特産物を活用した農林、地域商社分野
- ② 和束町の「生業の茶畑景観」等の茶文化や湯船森林公園等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
- ③ 和束町の飲料品関連産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

（２）選定の理由

① 和束町の高級煎茶等の特産物を活用した農林、地域商社分野

本町の産業構造の一人当たりの付加価値額では、第 1 次産業が 1,341 万円と全国第 5 位で、基幹産業である茶業が和束町を支えている（RESAS 地域経済循環図 2013 年）。

平成 28 年度京都府産地別・茶種別実績（J A 京都やましろ農業協同組合まとめ）では、茶種別合計 1,896,105 kg 中、和束茶が 922,955 kg を占め（48.7%）、煎茶 1 番では平均単価 3,711 円と府内第 1 位の高価格で取引されており、高品質な和束茶が和束町の強みである。

世界的な健康志向の高まりから、海外における緑茶の需要が増加しており、他国産に比べてブランド力に優れた日本茶が進出しやすい状況にある。平成 24 年の輸出額（50.5 億円）は 5 年前と比べ、約 1.5 倍に増加しており、さらに、農林水産省「茶の輸出戦略」（平成 25 年 8 月）では平成 32 年度に茶の輸出額を 150 億円にする目標が掲げられてい

る。

そうした中、国の戦略に沿って和束町も、高品質・高価格の和束茶ブランドを確立し、日本国内だけでなく海外へ販路開拓し、需要拡大を図るとともに、地域事業者で構成する地域商社等による、和束茶を直接消費者へ届ける産地直送システムの構築や販売窓口の多様化等の取組を支援していく。

② 和束町の「生業の茶畑景観」等の茶文化や湯船森林公園等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野

「茶源郷」とも呼ばれる和束町は、清々しい空気と冷涼な気候、昼夜の寒暖差が大きく、古くからおいしいお茶を育てる環境に恵まれた地として知られ、茶葉の栽培や抹茶・煎茶・玉露等を生み出した製茶技術の工夫を繰り返しながら、鎌倉時代に中国から茶が伝えられて以降、約 800 年もの歴史を有する茶文化を発展させてきた。

先人から受け継いできた緑豊かな山腹に広がる「生業の茶畑景観」は、平成 27 年に「日本茶 800 年の歴史散歩」のストーリーで「日本遺産」第 1 号の認定を受けており、年間 94,000 人が来場。また 観光のエントランスである茶源郷交流エリアにおけるお茶の直売所「和束茶カフェ」の来場者数も、平成 20 年度 1,600 人から平成 28 年度 16,000 人と大幅に増加している。その他、茶文化として本格的な茶道体験、茶葉の手摘み体験、石臼挽きや茶香服体験など観光のコンテンツとなっている。

また、豊かな自然に恵まれた「湯船森林公園」では、サイクリングやマウンテンバイクなどスポーツ振興によるまちづくりを進めており、年間 7,500 人が来訪している。

これらにより、平成 23 年度の和束町の観光入込客数は 38,876 人であったところ、平成 28 年度には 94,463 人に増加し、平成 28 年度の観光入込客数の対前年度増加率は府内 26 市町村中「第 2 位」と飛躍的に増加している。また、外国人観光客も平成 23 年度には 34 人であったところ、平成 28 年度には 3,055 人に急増している。

平成 29 年度は「お茶の京都」ターゲットイヤーとして、京都府や他市町村と連携してお茶の京都 DMO を設立し、また相楽東部 3 町村（和束町・笠置町・南山城村）による広域連携によるまちづくりを進める予定である。

そうした中、平成 35 年度開通の犬打トンネルバイパスや新名神高速道路（仮称）宇治田原インターチェンジ等の交通インフラ整備を見据え、和束町の地域資源を活用した観光産業をはじめ、農林や商工業の活性化による新たな雇用を創出し、和束町第 4 次総合計画の目標である交流人口 25 万人をめざし、和束町を満喫できる場として「お茶の駅」の拠点整備等を行う。

さらには、茶畑景観等地域の特性を活かした修学旅行を含む教育旅行の誘致、近年大幅に増加しているインバウンド観光をさらに推進し、通過型観光から滞在型観光へシフトさせ、町内の消費拡大を図るとともに、近隣市町村と連携したまちづくりを推進することにより、和束の魅力をもっと一層高めて将来の移住・定住に繋げていく。

③ 和束町の飲料品関連産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

和束町の産業構造の付加価値ベースでは「製造業」（30.3%）、「医療、福祉」（21.6%）、「卸売、小売業」（20.8%）の順に比率が高く、製造業の中でも「飲料・たばこ・飼料製造業」の付加価値額が 63.2%（京都府 2.7%、全国 2.3%）、従業者数も 61.0%（京都府 2.5%、

全国 1.6%) を占めるなど、他地域と比べても格段に比率が高い。

また、特化係数も付加価値額で 25.91 (京都府 1.54)、従業者数で 48.38 (京都府 1.83) と全国平均をはるかに上回る極めて高い水準にあり (RESAS)、和束町の強みである茶を中心とする稼ぐ力を持つ飲料品関連産業が集積しており、本町の製造業を支える重要な産業となっている。

和食ブームや健康志向の高まりから世界的に注目を集める茶を中心とする飲料品関連産業は、農業をはじめ、卸売業、小売業、飲食業など多くの分野への波及が期待できる分野であり、地域住民による新たな商品開発の試作などの取組も支援しながら、今後商品化に向け観光業など他の分野との連携による製造業の強化や多分野への展開を図っていく。

また、和束町は、半径約 100 km には、5 つの政令都市と 4 つの県庁所在地を抱える近畿圏の中心に位置し、物流をはじめビジネスや文化の交流等が図られる地理的特性を活かして生産だけを町内で行い販売を他地域に委ねるのではなく、生産から加工・販売に至る 6 次産業化や国内外への販路拡大への取組や、茶やその機能性成分を活用した食品や化粧品といった関連商品の開発や高付加価値化への取組を支援し、特化している製造業の成長ものづくり分野での地域経済牽引事業を促進していくことで、経済効果を多くの分野へ波及させ、地域経済循環率 55.7% を 70% に引き上げる。

以上 3 分野において付加価値が高い地域経済牽引事業の創出を図る。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、茶産業の 6 次産業化を推進し、新たな観光産業を創出することで、基幹産業である茶産業の底支えをしながら、それらを担える地域商社の育成と適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。

交通インフラの整備に合わせて、地域事業者及び市場のニーズを踏まえた各種事業においては、国の支援策も合わせて活用し、事業コストの低減や人材の育成等を実施し、本地域の歴史・文化・産業を最大限に生かした取組を進めていく。

(2) 制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の減税措置に関する条例を制定する。

②地方創生関係施策

平成 30 年度～令和 5 年度の地方創生推進交付金を活用し、茶を軸とした働く場づくりと雇用の拡大を図るため、「和束町の飲料品関連産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野」や、「和束町の高級煎茶等の特産物を活用した農林、地域商社分野」に

において、和東茶等のブランディング企業等の設立や販路開拓等の支援を行い、和東町の「生業の茶畑景観」等の茶文化や湯船森林公園等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野」においては、茶文化等の地域資源を活かしたまちづくりや、農村体験、マウンテンバイクを始めとするスポーツ体験等による観光振興による交流人口の拡大等を実施する予定。

③地域雇用関係施策

地域における自発的な雇用創造の取組みを支援するため、実践型地域雇用創造事業（厚生労働省）を申請する予定。

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

和東町のまちづくりの指針となる「和東町第４次総合計画」や「茶源郷未来型交流のまちづくり調査研究事業」で調査した観光入込客数・観光消費額、府道宇治木屋線周辺の交通量、インフラ整備に伴う今後の経済効果、近隣町村のまちづくりビジョン等の公共データを積極的に公開し、地域企業への還元を図る。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

京都府及び和東町内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係部局で協議の上で対応することとする。

（５）その他の事業環境整備に関する事項

①産業用共用施設の活用

「茶源郷交流エリア」「緑と清流交流エリア」に設置された観光用施設等と民間が所有する土地や施設等を有効活用するため、京都府や和東町の関係各課を構成メンバーとする調整会議を設置する。

②人材育成・確保支援

教育旅行やインバウンド観光の受け皿となる対流交流施設での就労支援施策として、実践型地域雇用創造事業（厚生労働省）を申請し、和東町雇用促進協議会を事業承継する。

③インフラ整備

交通インフラ整備として、新名神高速道路の（仮称）宇治田原インターチェンジ開通に合わせて、宇治田原町～和東町間の犬打トンネルバイパスが平成 35 年度に開通予定。それに合わせて、地域商社や企業誘致に向けて、地域公共交通の充実や交通インフラの整備を進める。また、和東町側の玄関口となる「茶源郷交流エリア」にある和東茶カフェを観光のエントランスとして、町内外の人が和東町を満喫出来る「お茶の駅」構想の対流交流拠点となるよう、和東茶カフェがある既存施設（グリーンティ和東）の改修や駐車場の整備等を進める。

また、「緑と清流交流エリア」の湯船森林公園内に設置された「湯船 MTB パーク」で開催される「ワールドマスタースゲームズ 2021 関西」に向けコース整備等を行う他、今後有効活用を図るため、「フォレストアドベンチャーパーク」を検討。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度	平 成 31／令 和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年 度 (最終年 度)
【制度の整備】							
① 不動産 取得 税、固 定資産 税の減 免措置 の創設	条例改正 に向けた 検討・整理	6 月議会 に 条 例 提出 6 月条例 施行	運用	運用	運用	運用	運用
② 地方創 生推進 交付金 の活用	平成 30 年 度地方創 生推進交 付金を申 請 交付決定 3 月議会 で 予算提案	運用	運用	運用	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】							
① 環境整 備等課 題解決 に向け た窓口 設 置 (京都 府・和	1 月窓口設 置	運用	運用	運用	運用	運用	運用

束町)							
【その他】							
① 施設等の有効活用に向けた調整会議の設置（京都府・和束町）	1月設置	運用	運用	運用	運用	運用	運用
② 人材育成・確保支援	和束町雇用促進協議会で人材育成等を図る。 （平成29年度に終了となるため継続申請に向けて事務を進める。	4月和束町雇用促進協議会事業申請と継続	運用	運用	運用	運用	運用
③ インフラ整備	12月平成30年度予算編成 3月議会へ提案	4月茶源郷交流エリア等の整備	運用	運用	運用	運用	運用
④ ワンストップ窓口の設置	1月設置	運用	運用	運用	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、京都府をはじめ、①山城地域 12 市町村や府等で設立したお茶の京都 DMO（一般社団法人京都山城地域振興社）、②相楽 東部 3 町村（和束町・笠置町・南山城村）で組織された京都山城体験観光協議会、③京都 府、相楽東部 3 町村で組織された相楽東部未来づくりセンター、④和束町、JA 京都やま しろ、和束町商工会等で組織された和束町雇用促進協議会、⑤和束町が設立した一般財団 法人和束町活性化センター、⑥京都銀行、京都中央信用金庫、南都銀行等の地域金融機関 等、地域に存在する支援機関が、それぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発 揮する必要がある。このため、京都府及び和束町では、平成 30 年度中をめどにこれらの 支援機関の大多数を含んだ連携支援計画の策定を目標として、関係支援機関の理解醸成に 努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①お茶の京都 DMO（一般社団法人京都山城地域振興社）

インバウンド観光の推進と、ツアーの企画や誘致支援。

②京都山城体験観光協議会

教育旅行受入れの基盤整備及び窓口のワンストップ化。

③相楽東部未来づくりセンター

特に観光事業の面で、相楽東部 3 町村の連携強化を行う。

④和束町雇用促進協議会

事業推進に当たっての、人材育成、事業拡大など、その担い手の育成。

⑤一般財団法人和束町活性化センター

官民連携の橋渡しの存在、特に教育旅行の和束町側のワンストップ窓口、民間事業所 の商品開発支援。

⑥京都銀行、京都中央信用金庫、南都銀行等の地域金融機関

投資ファンド会社を運営し、事業本体や事業に参画する事業所への資金面の支援体制。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

促進区域における施設整備においては、周辺土地利用において、可能な限り自然環境に 影響や文化的景観を与えないように配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の 低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全及び文化的景観に配慮し、 地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解 を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周 辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化

対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

京都府では、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」を制定し、市町村、府民、事業者等と連携した犯罪のない安心・安全なまちづくりに向けた府民運動を推進している。また、各市町においても、いわゆる「生活安全条例」を制定し、地域における防犯活動等の推進に努めている。これらの条例の趣旨を踏まえ、事故・犯罪の防止や、地域の安心・安全を守るため、地域の状況に応じて、府、市町、事業所などがそれぞれの役割において、次の取組などについても、各警察署等と連携しながら努めるものとする。

・防犯設備の整備

促進区域における地域住民及び来訪客の犯罪被害を未然に防止するため、防犯カメラや街灯のLED化等を行う。

・防犯に配慮した施設の整備・管理

「道路、公園、駐車場等の安全の確保に関する指針」（京都府策定）等に基づき、道路、公園、駐車場、工場等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するなど防犯性の高い環境を整備するほか、夜間において公共空間や空地が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底する。

・従業員等に対する防犯指導

従業員等に対して、法令の遵守や犯罪被害の未然防止について指導すると共に、警察から提供される防犯情報を活用して、従業員等に対する注意喚起に努める。また来日外国人等の従業員等がある場合には、当該外国人に対し、日本の法制度や事件事故遭遇時の通報要領について指導する。

・地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等への必要な物品・場所等を提供するなどの協力を行う。

・不法就労の防止

来日外国人等を雇用しようとする際には、在留カード等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど必要な措置をとる。

・地域住民との協働

地域経済牽引事業を実施するに当たっては、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保の観点から、地域住民の意見を聴取するよう努め、地域住民と連携した活動を展開する。

・交通安全対策

促進区域の交通の安全と円滑化を図るため、駐車需要を充足する施設を建設し、周辺の道路整備等に当たっては、計画の初期段階から警察等関係機関との十分な調整を図り、安

全な道路交通環境を整備する。

また、日頃から従業員等の交通安全教育及び安全運転管理を徹底し、交通事故防止を図る。

- ・防犯に配慮した住宅の整備

従業員用の共同住宅を整備する場合は、「共同住宅における犯罪の防止に関する指針」（京都府策定）に基づき、防犯に配慮するものとする。

- ・職域防犯対策の推進

防犯団体を結成し、警察からの助言や企業間の情報交換等を通じて、職域全体の防犯意識の高揚や防犯技能の向上を図りながら、防犯 CSR など自主的な防犯活動を進める。

- ・警察への連絡体制整備等

犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制を整備する。また、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保のため、警察活動に協力する。

- ・警察活動への支援

地域経済牽引事業の実施に伴い、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保のために、新たに必要となる警察活動や警察施設に対する行政支援をする。

（３）その他

①PDCA 体制の整備

毎年４月に有識者会議を開催し、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見通しについて HP 等で公表する。

９ 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

（１）総論

予定なし

（２）土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

予定なし

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

予定なし

１０ 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和５年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 47 号）附則第 7 条第 1 項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成

長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和 5 年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和 5 年度中に作成する予定である。そのため、令和 5 年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和 5 年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和 5 年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）